

た時に、

仍從_ニ宣德州_一。擇_ニ能幹官_一一員_一。充_ニ脫脫禾孫_一。(經世大典
站赤一)

と見えて居る。脫脫禾孫の任務は前に引いた所にも見えてゐるやうに、都會關要の地に在つて、驛傳に依りて往來する使臣や押運に従事するものの姦偽を辨詰するにある。曾て^④シャヴンヌ (Chavannes) 氏はこの語を解釋して、多分 *todotkhaktchi* 即ち「説明する人」(*explicateur*) と同じ語根を有する語であらうといひ、^⑤白鳥博士は *toqtoya* 即ち「定める」「止める」の義に *-sun* といふ語尾の添はつたものゝ對音で、この役人が往來の人を止めて驗問するので、この名を得たのであらうと説かれた。どちらにもそれぞれ理由はあるが、今自分はその職責上からも考へ合せて *todotya* 即ち「明瞭にする」(*deutlich machen, aufklären*) といふ語幹に *-sun* といふ接尾語の加はつたものと見て置きたい。この名の史上に見えて居るのは、上述の通り中統元年からではあるが、思ふにその以前にも使臣の非違を驗することは屢々經世大典にも見えて居ることであるから、更に以前から驛長、即ち驛令に當るものと共に置かれてあつたものと見て誤らないであらう。元史卷九十一、百官志には

各處脫脫禾孫掌_レ辨_ニ使臣_一奸偽_一。正一員從五品。副一員正七品。

と見えるから、副脫脫禾孫といふものもあつたことが分る。これが任務は前述の通り驛傳使用者の非違を辨詰するにあつたが、時としては其の職權を濫用して、使臣の攜帶する貨物を沒收し、紛擾を生ぜしめたことであつたのは經世大典站赤門に屢見するところである。

「其官爲驛令。小者皆設提領」と經世大典に見えるのは、大驛には站官として驛令を設けるが、小驛には別に驛